

こども計画の策定について

<趣 旨>

令和5年4月に施行されたこども基本法において、市町村は、こども大綱と県こども計画を勘案して、市こども計画を定めるよう努めるものとし、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして作成することができるかとされています。

磐田市では、令和7年3月31日までにこども計画を策定します。その中には、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を包含します。

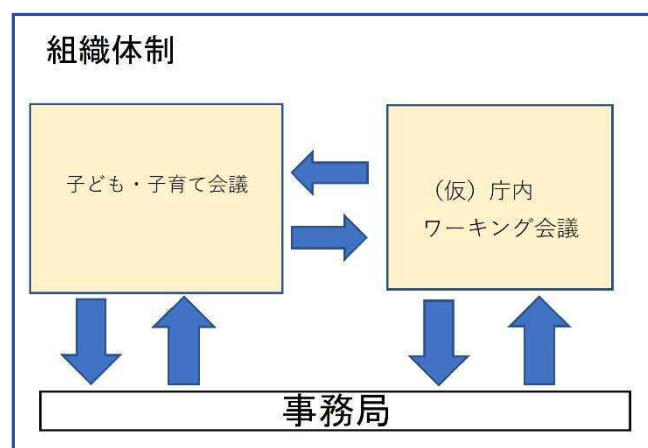
<組織体制>

令和6年度より子ども・子育て会議と庁内ワーキング会議という2つの組織で検討を進めていきます。

子ども・子育て会議は、こども計画の審議をする際には、既存の子ども・子育て会議の委員に計画策定の検討に必要な方(学校の先生、若者の団体や大学生等)を追加して、市民の代表という位置づけとします。

庁内組織は、関係課のグループ長で構成した(仮称)庁内ワーキング会議を設置します。

子ども・子育て会議と庁内ワーキング会議のそれぞれにおいて、意見を出し合いながら、検討を重ねていきます。



<スケジュール>

1 意見聴取・意識調査の実施

令和5年12月	子どもたちからの意見聴取(第1回)
令和6年1月頃	児童及び保護者等へのニーズ調査及び生活実態調査
令和6年5月 ～8月	児童及び保護者等への追加調査 子どもたちからの意見聴取(第2回)

2 計画策定のための子ども・子育て会議の開催

- ・ 令和6年度は3回(7月・9月・12月)の開催を予定(そのほか通常の会議を年3回程度開催予定)
- ・ メール等で意見交換ができる場合はメールで対応